

那賀町もんてこい奨学金貸与規則

那賀町もんてこい奨学金貸与規則(平成28年教育委員会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那賀町もんてこい奨学金条例(令和4年那賀町条例第90号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与が可能な学校)

第2条 条例第2条第1項第4号の規則で定める学校は、次の学校をいう。

- (1) 高等学校から看護師を養成する学校(上限5年)
- (2) 高等専門学校(4年生・5年生)
- (3) 高等学校卒業程度以上を入学資格とする専門学校・専修学校
- (4) 短期大学、大学等

(出願の手続)

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を毎年3月末日までに町長に申請しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 奨学金貸与出願書(様式第1号)
 - (2) 学業成績証明書及び内申書(様式第2号)
 - (3) 誓約書(様式第3号)
 - (4) 世帯全員の所得証明書
 - (5) 新入学校の発行する在学証明書
 - (6) 連帯保証人の印鑑証明書、住民票及び所得証明書
- 2 前項第3号の誓約書の連帯保証人は、那賀町及び那賀町が結ぶ定住自立圏構想の関係市町村に3年以上在住し、独立の生計を営む成人2名以上とし、町長が適当と認めた者とする。

(運営委員会の委員)

第4条 条例第6条に定める那賀町奨学金運営委員会(以下「委員会」という。)の委員は、次のとおりとし、町長が委嘱するものとする。

- (1) 町長
 - (2) 町議会議員 2名
 - (3) 教育委員 4名
 - (4) 民生委員 5名
 - (5) 学識経験者 若干名
- 2 町議会議員については町議会において選出し、民生委員については民生委員会において選出し、学識経験者については町長が選任する。

- 3 委員会の委員の定数は、15名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の委員長には、町長があたり、事務局長は、教育長が務める。
- 5 委員会の事務局は、那賀町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に置く。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、年1回の定例会のほか、町長が必要と認めたときは、臨時会を開催することができる。

- 2 委員会の議事は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、出席委員の3分の2以上の賛成によって可決する。

(奨学生の決定)

第6条 町長は、第3条第1項の規定により出願の手続があったときは、予算の範囲内において、申請者の学業成績、家庭の状況などの事項を審査し、町長及び教育長が申請者本人及び保護者と面接を行った上で、委員会に諮り、奨学金の貸与の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、奨学金の貸与を決定したときは奨学金貸与決定通知書(様式第4号)を、貸与しないことに決定したときは奨学金貸与不採択通知書(様式第5号)を申請者に通知するものとする。
- 3 教育委員会は、奨学金台帳を整備し、奨学金の貸与を決定した者(以下「奨学生」という。)についての管理を行うものとする。

(奨学金の貸与)

第7条 奨学金は、毎月1箇月分ずつ奨学生に貸与するものとする。ただし、委員会において新規の奨学生と決定した者への初回の貸与は、この限りでない。

(学業成績証明書又は内申書の提出)

第8条 奨学生は、毎年4月末日までに、在学する学校長の発行する学業成績証明書又は内申書を教育委員会に提出しなければならない。

(届出)

第9条 奨学生又は奨学生であった者に、次に掲げる事由が生じたときは、本人又は連帯保証人は、異動届(様式第6号)を町長に届け出なければならない。

- (1) 休学したとき。
- (2) 転校し、又は退学したとき。
- (3) 奨学金を辞退したとき。
- (4) 停学又は退学処分を受けたとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 本人又は連帯保証人の住所、本籍、職業その他重要な事項に異動が生じたとき。

- 2 奨学生又は奨学生であった者は、連帯保証人を変更するときは、速やかに連帯保証人変更届(様式第7号)を町長に届け出なければならない。

(奨学金の休止又は中止等)

第10条 町長は、奨学生から前条第1項第1号に規定する事由による届出があった場合は、奨学生が休学した日の属する月の翌月分から奨学金の貸与を行わないものとし、その旨を奨学金貸与休止通知書(様式第8号)により奨学生に通知するものとする。

- 2 町長は、奨学生から前条第1項第2号から第4号までに規定する事由による届出があった場合は、直ちに奨学金の貸与を中止し、その旨を奨学金貸与中止通知書(様式第9号)により奨学生に通知するものとする。
- 3 町長は、奨学生から前条第1項第5号に規定する事由による届出があった場合は、復学した日の属する月から奨学金の貸与を復活し、その旨を奨学金貸与復活承認通知書(様式第10号)により奨学生に通知するものとする。

(居住申告書の審査)

第11条 教育委員会は、条例第14条第3項の規定により、奨学生から提出された居住申告書(様式第11号)を審査し、疑義が生じた場合は、調査することができる。

- 2 前項の規定による審査及び調査により、居住申告書の一部に虚偽と認められる事実が判明したときは、奨学金返還金の還付対象としない。

(奨学金の返還の猶予又は免除)

第12条 条例第12条及び第13条の規定により、奨学金の返還の猶予又は免除を受けようとする者は、奨学金返還猶予(免除)申請書(様式第12号)に必要書類を添えて、町長に申請するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書類を審査し、町長が適当と認めたときは、奨学金返還猶予(免除)決定通知書(様式第13号)を奨学生に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第13条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、在学中貸与を受けた奨学金の全額について連帯保証人と連署して、奨学金借用証書(様式第14号)及び返還方法申出書(様式第15号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 卒業修業又は奨学金貸与期間が満了したとき。
(2) 奨学金の貸与を中止されたとき。

(就労証明書)

第14条 条例第11条の規定により、看護師免許を取得し、町内の医療機関等に看

護師として就職したときは、就労期間中において毎年4月末日までに就労証明書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により提出された就労証明書により就労状況を審査した上で、看護師特例の適用について、委員会に諮って決定するものとする。

(奨学金返還金の還付)

第15条 条例第14条の規定により、奨学金返還金の還付を受けようとする者は、奨学金返還金還付申請書(様式第17号)を町長に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書類を審査し、町長が適当と認めたときは、委員会に諮り奨学金返還金の還付の可否を決定する。
- 3 前項の規定により、奨学金返還金の還付を決定したときは奨学金返還金還付決定通知書(様式第18号)を、還付をしないことに決定したときは奨学金返還金還付不採択通知書(様式第19号)を申請者に通知するものとする。
- 4 奨学金返還金の還付を受けようとする者は、前項に規定する奨学金返還金還付決定通知書を受け取ったときは、直ちに那賀町もんてこい奨学金返還金還付請求書(様式第20号)により、町長に請求するものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの規則による改正前の那賀町奨学金貸与規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 旧規則及び前項の規定により奨学金の貸与を受けた者に係る奨学金の貸与の中止、返還及び還付については、この規則の施行後においては、この規則を適用する。